

日進市 集中豪雨避難勧告伝達マニュアル

令和2年7月改訂

日進市

目 次

第1章 集中豪雨避難勧告伝達マニュアル策定に当たって	1
1 マニュアル策定の背景と趣旨	1
2 マニュアルの根拠と位置づけ	7
3 マニュアルの対象となる災害及び区域	8
4 マニュアル作成の前提条件の整理	9
第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令	15
1 水害	15
2 土砂災害	19
第3章 住民への広報	30
1 避難勧告等に係る伝達方法	30
2 避難勧告等に係る伝達文	32
第4章 住民の避難誘導・収容	36
1 避難措置	36
2 避難場所	38
3 災害時要援護者への配慮	41
第5章 避難勧告等の解除	44
参考資料 「地域の水害対策力向上のためのアンケート調査」結果概要	45

第 1 章 集中豪雨避難勧告伝達マニュアルの策定に当たって

1 マニュアル策定の背景と趣旨

(1) 集中豪雨避難勧告伝達マニュアル策定の背景

平成 16 年は、北陸地方の集中豪雨や度重なる台風の影響で、全国各地で甚大な水害・土砂災害が数多く発生した。これら一連の災害の中で、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと、住民への迅速確実な伝達が難しいこと、避難勧告等が伝わっても住民が避難しないことなどが課題としてあげられた。これには様々な原因があるが、市町村としては、避難勧告等の意味合いが不明確であること、具体的な基準がないために判断できないこと、災害の要因である自然現象や堤防等の施設の状況が十分に把握できていないこと、確実性のない段階での判断に限界があること等があげられる。また、住民側からは、避難勧告等が伝わってもどのように行動していいかわからないこと、住民が自らの危険性を認識できないこと、切迫性のない段階での行動に限界があることなどがあげられる。さらに、近年の特徴として、高齢者等の要援護者の被災の多いことが問題となっており、避難途中に被災している人や、危険性の判断を誤り避難所から帰宅しようとして被災する人が多くなっている。

こうしたなか、国においては、平成 16 年に「集中豪雨時における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を設置し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が作成された。

本市においても、過去の災害事例により、避難勧告等の判断基準や伝達方法などが課題として浮かび上がっていることから、避難に要する時間を考慮した適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、国のガイドラインを踏まえた、本市域における水害、土砂災害に係る「集中豪雨避難勧告伝達マニュアル」を策定することとなった。

その後平成 31 年 3 月に内閣府で改定された「避難勧告等に関するガイドライン」にて、水害・土砂災害に関して、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令が盛り込まれたことにより、本マニュアルを改訂するもの。

(2) 日進市の地域特性

本市の総面積は 34.91km² で、東西方向 8.9km、南北方向 6.8km、周囲を標高 50m～160m の丘陵地に囲まれ、平均標高 70m のなだらかな地形で、市のほぼ中央に天白川が東西に流れ、流域には農耕地が広がっている。

本市は尾張東部丘陵地帯の中ほどに位置し、東は豊田市、みよし市に、西は名古屋市に、南は東郷町に、北は長久手市に接しており、名古屋市の中心地区より約 15 km 圏内にある。

昭和 44 年に、名古屋市営地下鉄の東山線が藤ヶ丘駅まで開通し、続いて昭和 53 年に、同地下鉄鶴舞線が赤池駅まで開通、翌昭和 54 年から名鉄豊田線と相互乗り入れを開始し、昭和 55 年には国道 153 号バイパスが一部開通、供用を開始したことにより、名古屋市や豊田市への通勤、通学の交通手段が向上し、「住宅都市」として発展してきている。平成 16 年には日進ジャンクションの完成により名古屋瀬戸道路と東名高速道路が連結され、交通の利便性がさらに向上しており、これからも市街化の進展が予想されている。

本市の地形は、標高 200m 前後の尾張丘陵地の末端に位置しており、60m から 70m の標高地である岩崎台地区において古くから住宅開発が進んでおり、標高 100m 以上の丘陵地は山林が広がっているが、昭和 40 年以降の開発行為により住宅団地や教育施設が増加している。なお、赤池地区の水田が標高 21.6m と市の最下点となっている。

本市のほぼ全域は、米野木町三ヶ峯地区を源流とし中心部を東から西へ流れる天白川の流域となっている。天白川の下流域は本郷町で岩崎川と合流しており、流域は標高 20m から 60m であり、周囲を丘陵地が取り囲む地域となっている。また、中流域の左岸沿岸は標高 40m から 60m の丘陵地帯であり、住宅を中心とする宅地開発の盛んな地域である。さらに、上流域である三本木町や岩藤長の丘陵地には山林が多くなっている。全般的に東名高速道路の東部において丘陵地の傾斜が急であり、西部は比較的緩やかな勾配となっている。

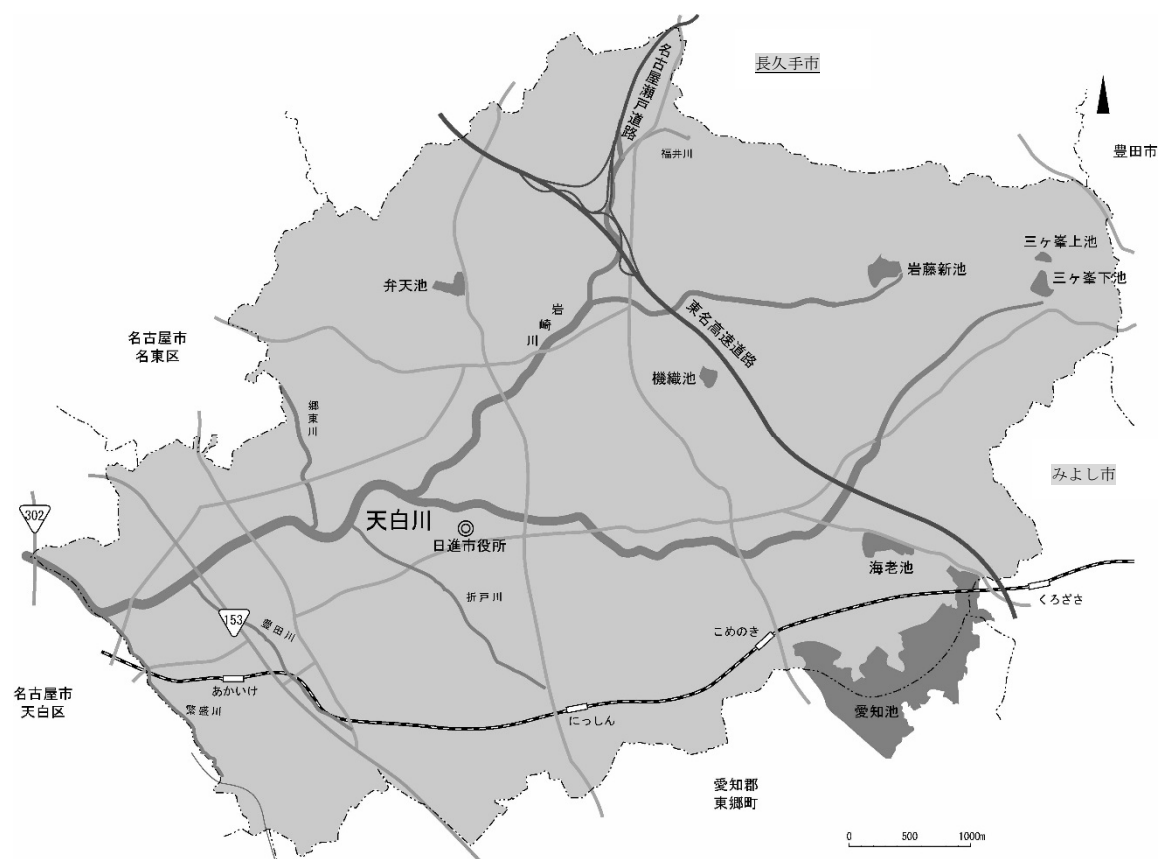


図 日進市の地形図

(3) 日進市の気候

本市の気候は、年間を通して温暖で、降雨は夏季に多く冬季には少なくなっている。本市に近い観測地である名古屋地方気象台の平成30年における観測結果では、年間の平均気温は16.9℃、最高気温は40.3℃、最低気温は-3.9℃、降雨量は、年間1,695.5mm、最大日降水量は74.0mmとなっている。

年降水量と最大日降水量の推移をみると、東海集中豪雨の発生した平成12年で最大日降水量が飛び抜けて高くなっているが、直近の数年では、年降水量は平成12年並みの量となっている。また、直近5年間の年降水量の平均値は、平成11年から17年までの年降水量の平均値と比べ10%以上増加しており、雨量が増加傾向にあるといえる。

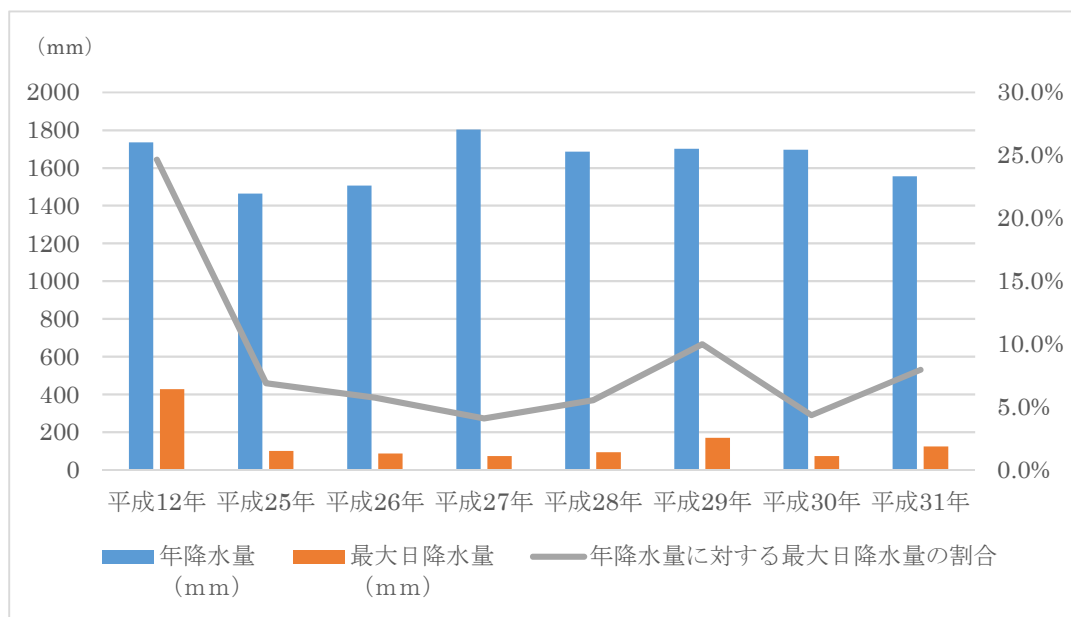


図 年降水量と最大日降水量の推移

第 1 章 集中豪雨避難勧告伝達マニュアルの策定に当たって

表 気温と降水量の推移（名古屋地方気象台観測）

	平成 12 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
平均気温 (℃)	16.2	16.4	16.1	16.6	17.0	15.9	16.9	17.0
最高気温 (℃)	37.9	38.4	38.2	38.4	37.8	35.5	40.3	38.0
最低気温 (℃)	-3.9	-3.3	-2.8	-2.0	-4.8	-3.6	-3.9	-2.1
年降水量 (mm)	1735.5	1463.5	1505.5	1803.0	1686.0	1701.5	1695.5	1555.5
最大日降水量 (mm)	428.0	101	86.5	74.0	93.5	170.0	74.0	124.0
最大 1 時間降水量 (mm)	97.0	57.5	30.5	43.0	30.0	40.5	62.5	24.0
最大 10 分間降水量 (mm)	26.0	30.0	18.5	16.0	17.5	19.0	21.0	9.0

資料：気象庁

(4) 日進市における浸水被害等の実績

本市における代表的な浸水被害としては、平成12年9月に発生した東海集中豪雨があげられ、この積算雨量は460.5mmにおよび、時間最大雨量は9月11日午後8時から9時にかけて53.0mmを記録した。この豪雨による人的被害こそ無かったものの、住家被害については、床上浸水は野方町西島、岩崎台1丁目、藤枝町庚申、赤池町屋下、折戸町藤塚等の17棟20世帯、床下浸水は、野方町西島、赤池町箕の手・西組・村東、浅田町平子、折戸町藤塚、岩崎町梅の木、三本木町上川田等の47棟47世帯で発生した。また、水田の冠水は約80haで米野木町追鳥他8地区、道路の破損は天白川河川道路・岩崎河川道路で三本木町、米野木町、藤枝町、蟹甲町、野方町、浅田町、赤池町、北新町、岩崎町内の約23箇所であり、道路冠水は同地域内で12箇所、道路通行不能も同地域内で21箇所発生した。

河川の法面崩壊等は同地域内で大きなものは6箇所、小さいところを含めると61箇所、がけ崩れは19箇所あり、この内被害の大きな場所としては、米野木町大原「中部電力能力開発センター」裏山、香久山4丁目水晶山緑地、折戸町中屋敷「県治山課工事箇所」があげられる。

また、水道の断水が1箇所、停電が15戸において発生するなどライフラインにも影響を及ぼした。

2 マニュアルの根拠と位置づけ

本マニュアルは「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月、集中豪雨時における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月、集中豪雨時における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）の指針に基づいて策定されている。また、上位計画である日進市地域防災計画との整合を図るものとする。

関連計画として、「天白川想定氾濫シミュレーション」（平成15年5月、愛知県河川課）、「日進市洪水ハザードマップ」（平成18年1月、日進市）、「土砂災害危険箇所マップ」（平成15年3月、愛知県砂防課）、「東海集中豪雨に関する活動・被害報告書」（平成12年11月、日進市）、「地域の水害対策力向上のためのアンケート調査」（平成16年10月、災害・防災学習カリキュラム開発委員会）などを参考とした。

改訂にあたっては、「避難勧告等のガイドライン」（平成31年3月改訂、内閣府）、「日進市防災対策マップ」（平成31年2月改訂、日進市）などを参考とした。

3 マニュアルの対象となる災害及び区域

(1) 対象となる災害と区域

本マニュアルでは「避難勧告等に関するガイドライン」で取りまとめられている災害の内、市内での発生が想定される水害及び土砂災害を対象とする。

また、本マニュアルで対象となる区域は日進市全域だが、天白川流域を特に重点的に取り扱う。

(2) 天白川の概要

天白川とその支流の概要は下記のとおりである。

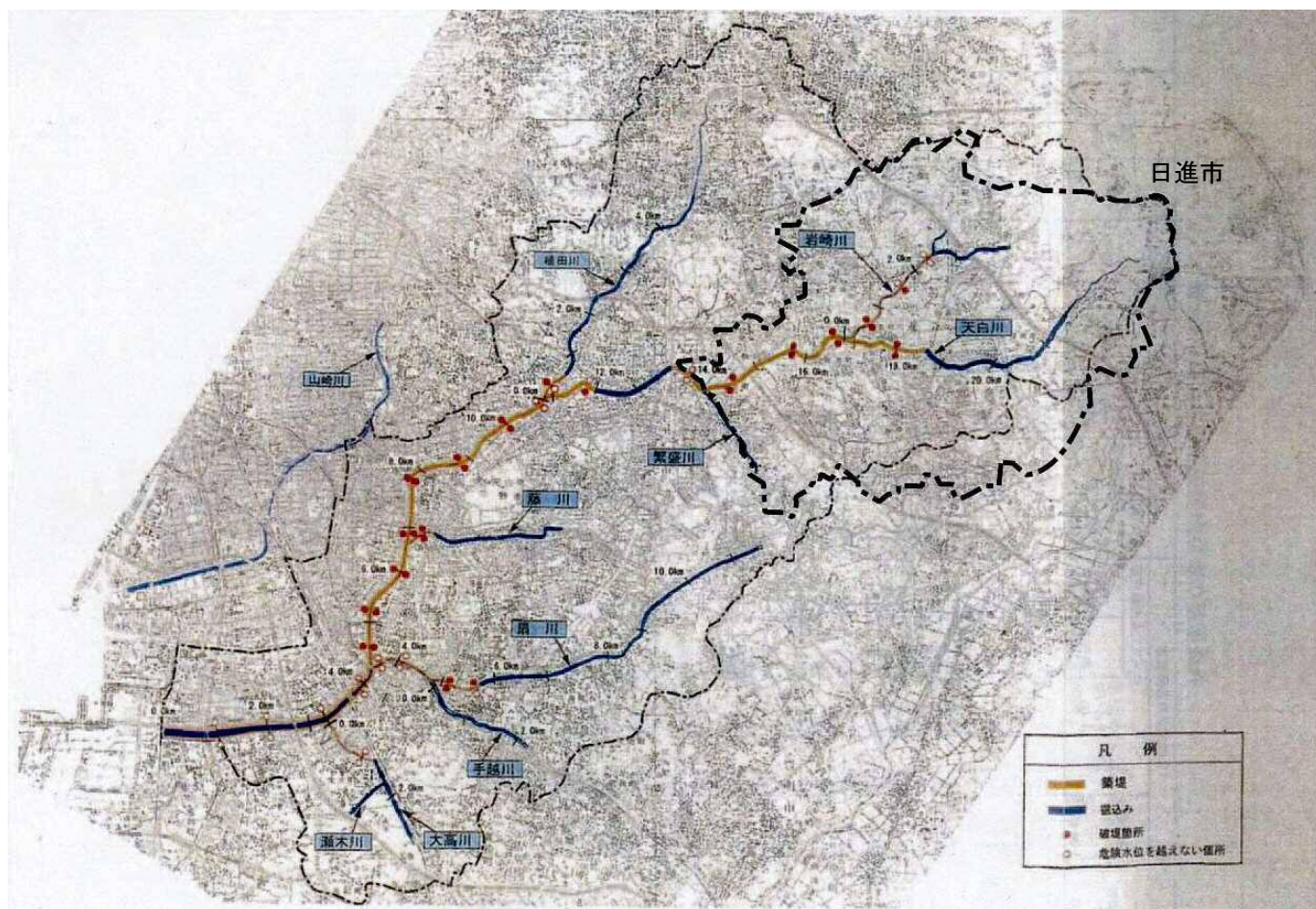


図 天白川概要図

4 マニュアル作成の前提条件の整理

(1) 水害の特性

水害は主に、台風や集中豪雨などの気象事象によって引き起こされるもので、台風や豪雨の到来が予測できるからといって安易に考えるのは危険である。東海集中豪雨の際は、台風自体は東海地方から遠く離れていたにもかかわらず、暖かく湿った空気が前線を刺激し大雨となったことから、油断せず日頃から十分な対策を立てておく必要がある。

・台風

日本列島には毎年多数の台風が接近・上陸し、強風と大雨によりたびたび大きな被害にあっており、平成30年には29個の台風が発生し、日本への接近数は15個で、そのうち5個が上陸し、各地で被害をもたらした。

・集中豪雨

集中豪雨とは短時間に狭い地域に集中して大量の雨が降ることであり、梅雨の終わり頃によく起こるが、狭い地域に突発的に起こる現象であるため予測が難しいところがある。

最近では1時間に100mm近い雨が降ることも珍しくなくなってきており、河川の氾濫やがけ崩れなど大きな被害がでることもある。特に、都市部の市街地が冠水する都市型水害も増える傾向にあり、市街地に住む人も警戒が必要である。

・やや強い雨（1時間に10～20mmの雨）

地面一面に水溜りができ、雨の音で話し声が聞き取りにくくなり、長雨になりそうなら警戒が必要となる。

・強い雨（1時間に20～30mmの雨）

土砂降りの雨で、傘をさしていても濡れてしまうほどで、下水が溢れ、小河川の氾濫やがけ崩れの心配もある。

・激しい雨（1時間に30～50mmの雨）

バケツをひっくり返したように激しく雨が降り、山崩れやがけ崩れが起こりやすくなり、道路規制も行われ、避難の準備が必要となる。

・非常に激しい雨（1時間に50～80mmの雨）

滝のように雨が降り、水しぶきで一面が白んで見え、屋内で寝ている人の半数が気づくほどであり、中小河川は氾濫し、水害や土石流発生の可能性が高まり、避難勧告等が出る場合もある。

・猛烈な雨（1時間に80mm以上の雨）

息苦しくなるような圧迫感や恐怖を感じ、大雨による大規模な水害が発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要であり、避難勧告や避難指示等がでる場合がある。

東海集中豪雨では本市において「激しい雨」～「非常に激しい雨」に該当する降雨が観測された。

第1章 集中豪雨避難勧告伝達マニュアルの策定に当たって

水害は河川池沼の洪水などによる外水氾濫のほか、排水が上手くできないで起こる内水氾濫の2つに大きく分けられる。

・外水氾濫（河川の氾濫等）

堤防を有さない河川等では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。

堤防を有する河川で破堤した場合、氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近傍の住民は破堤前の避難完了が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出すので、浸水深や浸水域も一気に増加し、そのため、低地で氾濫水が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要となる。

さらに、大河川に小規模の河川が合流する地域では、大河川の水位上昇により小規模の河川の水が流れ込めなくなり、あふれる場合があることに注意が必要である。

なお、内水氾濫が先行して発生する場合も多く、内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれもあり、また、急流河川が破堤すると、浸水深はあまり深くなくても、氾濫水の流速が早く避難することが危険な場合がある。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ・浸水深が50 cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所では歩行も困難であり、避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20 cm程度でも歩行不可能であること。
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10 cm程度でも危険であること。
- ・浸水によって避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

・内水氾濫（市街地の水はけの悪化、水路等の氾濫等）

降雨量に対して小河川や下水道等の処理能力が追いつかない場合に発生し、一般的に外水氾濫よりも浸水深は浅い傾向にあるが、地下施設等では生命に係る災害になることがある。

また、小河川からの浸水は、小河川が流れ込む先の河川の水位が高くなると徐々に始まるが、さらなる本川の水位上昇により水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位は一気に上昇するので、水門の閉鎖等の前の避難が必要です。河川の氾濫と同時に発生する場合も多くなる。

浸水が既に始まっている場合において、住民が留意すべき事項は外水氾濫と同様である。

本市においては、平成12年の東海集中豪雨で、堤防の決壊には至らなかったものの、越水が市内6箇所で発生し、それに伴う外水氾濫により60棟を超える浸水被害や田や道路の冠水被害に見舞われた。また、排水不良や側溝の越水の発生なども報告されており、豪雨の際に内水氾濫が起こりうる可能性も無視できない。

(2) 土砂災害の特性

土砂災害も水害と同様に、主に台風や集中豪雨などの気象事象によって引き起こされる。

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、降雨指標に基づく土砂災害発生危険度予測を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。ただし土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、降雨指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は、前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。

そのため市は、降雨指標に基づく土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難勧告等を速やかに周知・伝達する必要がある。

がけ崩れや地すべりの前兆現象として次の現象があげられる。

- ・ がけから小石がパラパラ落ちてくる。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ がけや斜面から水がわき出してくる。
- ・ 斜面にひび割れができる。
- ・ 家や建物、木や電柱が傾く。
- ・ 家や建物にひびが入る。
- ・ 沢や井戸の水が濁る。

また、土石流の前兆現象として次の現象があげられる。

- ・ 川の流れが濁り、流木が混ざりはじめる。
- ・ 山鳴りがする。
- ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。

土砂災害の避難について、住民が留意すべき事項は次のとおりである。

- ・ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険区域内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けることなどに留意すること。
- ・ 避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の 2 階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

本市においては、平成 12 年の東海集中豪雨で市内 19 箇所のがけ崩れが発生しており、特に米野木大原「中部電力能力開発センター」裏山、香久山四丁目水晶山緑地、折戸中屋敷「県治山課工事箇所」では道路の裏面崩壊や倒木を伴うがけ崩れなどの被害があった。豪雨の際はこれらがけ崩れの発生にも警戒する必要がある。

(3) 勧告の種類と発令基準

避難勧告等の発令を、警戒レベルを用いて、直感的にとるべき行動がわかるよう伝達する。
以下の3つのレベルは日進市が発令する。

●警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）

河川水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような状態が続くと避難を要する状況になる可能性がある場合に、余裕をもって適切な避難行動がとれるよう備えるために知らせる情報。また、高齢者等避難に時間がかかる方に早めの避難を促す情報でもある。

●警戒レベル4

（避難勧告）

河川から水があふれたり、堤防が決壊するような洪水が発生する危険があるときや、浸水の危険があるため、避難の開始を勧めるもの。がけ崩れのおそれがある場合にも出される。

（避難指示(緊急)）

危険が切迫し、早急な避難を促すもの。避難勧告等の発令後で避難中の場合は確実な避難行動を直ちに完了し、いまだ避難していない対象地域の方がただちに避難行動に移る必要がある。

●警戒レベル5（災害発生情報）

河川堤防が決壊し洪水が起きている状況やがけ崩れが発生している等、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る必要がある。

発令時の状況及び住民に求める行動については下表のとおりとなっている。

表 警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報		
警戒レベル5 (日進市発令)	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害)) ※3	(大雨特別警報(土砂災害)) ※3
警戒レベル4 (日進市発令)	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急) ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険) ※4
警戒レベル3 (日進市発令)	高齢者等は立退き避難する。その他のものは立退き避難の準備をし、自発的に避難。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水情報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2 (気象庁発表)	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1 (気象庁発表)	災害への心構えを高める。	警報級の可能性			

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生レベルではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

避難勧告等の発令は主に水位と降雨量によって判断される。野方橋下流右岸に設置されたカメラ、水位計及び市役所屋上に設置された雨量計の河川水位監視システムにより、河川水位と雨量を観測している(日進市ホームページで公開)。

河川水位が氾濫注意水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合などには警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)を発令し、なおも水位が上昇し、危険性が高いと判断されると警戒レベル4(避難勧告・避難指示(緊急))を発令する。

警報・注意報発表基準一覧表

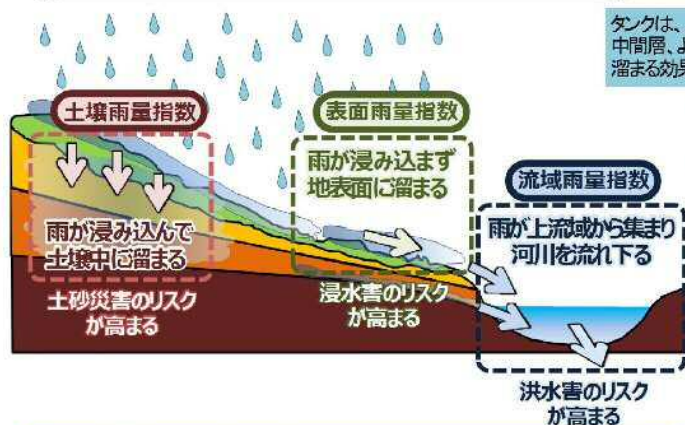
令和2年8月6日現在
発表官署 名古屋地方気象台

日進市	府県予報区	愛知県
	一次細分区域	西部
警報	市町村等をまとめた地域	尾張東部
	大雨	表面雨量指数基準 24
	大雨	土壌雨量指数基準 143
	大雨	流域雨量指数基準 天白川流域=9.8
	洪水	複合基準 ^{*1} 天白川流域=(11, 8.6)
	洪水	指定河川洪水予報による基準 —
	暴風	平均風速 20m/s
	暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高
注意報	高潮	潮位
	大雨	表面雨量指数基準 12
	大雨	土壌雨量指数基準 101
	大雨	流域雨量指数基準 天白川流域=7.8
	洪水	複合基準 ^{*1} 天白川流域=(7, 7.6)
	洪水	指定河川洪水予報による基準 —
	強風	平均風速 13m/s
	風雪	平均風速 13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高
	高潮	潮位
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	大雪	
	濃霧	視程 100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%
	なだれ	
	低温	冬期:最低気温-4℃以下
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷(着雪)が予想される場合
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

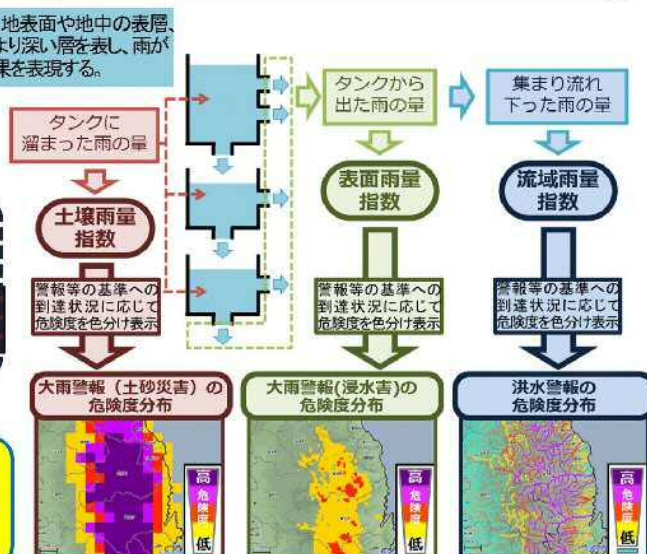
^{*1}(表面雨量指数・流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

雨によって引き起こされる災害発生危険度の高まりを評価する技術 土壌雨量指数・表面雨量指数・流域雨量指数と危険度分布

雨によって
災害のリスクが高まるメカニズムは
以下の3つが考えられる。



左のメカニズムを“タンクモデル”で表現し
各々の災害リスクの高まりを“指数”化し
警報等の“基準”への到達状況に応じて色分け表示。



3つの“指数”と警報等の“基準”を用いて、
雨によって引き起こされる災害の危険度の高まりを
評価・判断し、危険度分布の予測を提供。

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

1 水害

(1) 警戒すべき区間

警戒すべき区間については、日進市内の天白川及びその支流全区間とする。

(2) 避難すべき区域

避難すべき区域については、天白川洪水ハザードマップによる浸水想定区域とする。

表 避難すべき区域一覧（水害）

区	浸水想定	対象地区	災害の様相	備考
赤池区	3.0m～4.0m	赤池町下郷、赤池南一丁目	2階が浸水	
	2.0m～3.0m	赤池町下郷、下田、北山、屋下、赤池四丁目、五丁目、赤池南一丁目	平屋水没	
	1.0m～2.0m	赤池町下郷、下田、北山、屋下、村東、西組、赤池四丁目、五丁目、赤池南一丁目、二丁目	平屋水没	
	0.5m～1.0m	赤池町下郷、下田、北山、屋下、村東、西組、赤池四丁目、五丁目、赤池南一丁目、二丁目	床上浸水	
	0.3m～0.5m	赤池町下郷、下田、北山、屋下、村東、西組、赤池四丁目、五丁目、赤池南一丁目、二丁目	床上浸水	
	0.3m未満	赤池町下郷、下田、北山、屋下、村東、西組、赤池四丁目、五丁目、赤池南一丁目、二丁目	床下浸水	
浅田区	1.0m～2.0m	浅田町西田面、西浦、森下、三ヶ所	平屋水没	
	0.5m～1.0m	浅田町西田面、西浦、森下、三ヶ所	床上浸水	
	0.3m～0.5m	浅田町西田面、西浦、森下、三ヶ所	床上浸水	
	0.3m未満	浅田町西田面、西浦、森下、三ヶ所	床下浸水	
梅森区	3.0m～4.0m	梅森町西田面、向江	2階が浸水	
	2.0m～3.0m	梅森町西田面、向江	平屋水没	
	1.0m～2.0m	梅森町西田面、向江、上松	平屋水没	
	0.5m～1.0m	梅森町西田面、向江、上松、西後	床上浸水	
	0.3m～0.5m	梅森町西田面、向江、上松、西後	床上浸水	
	0.3m未満	梅森町西田面、向江、上松、西後	床下浸水	

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

区	浸水想定	対象地区	災害の様相	備考
野方区	3.0m～4.0m	野方町後口、西島	2階が浸水	
	2.0m～3.0m	野方町後口、西島	平屋水没	
	1.0m～2.0m	野方町後口、西島	平屋水没	
	0.5m～1.0m	野方町後口、西島、前田、東島、稲荷	床上浸水	
	0.3m～0.5m	野方町後口、西島、前田、東島、稲荷	床上浸水	
	0.3m未満	野方町後口、前田、東島、稲荷	床下浸水	
蟹甲区	3.0m～4.0m	蟹甲町浅間下	2階が浸水	
	2.0m～3.0m	蟹甲町浅間下	平屋水没	
	1.0m～2.0m	蟹甲町浅間下、池下	平屋水没	
	0.5m～1.0m	蟹甲町浅間下、池下	床上浸水	
	0.3m～0.5m	蟹甲町浅間下、池下、中島	床上浸水	
	0.3m未満	蟹甲町浅間下、池下、中島、家布、中屋敷	床下浸水	
藤枝区	3.0m～4.0m	藤枝町小六田、庚申	2階が浸水	
	2.0m～3.0m	藤枝町小六田、庚申、西外面、廻間	平屋水没	
	1.0m～2.0m	藤枝町小六田、庚申、西外面、廻間、前田	平屋水没	
	0.5m～1.0m	藤枝町小六田、庚申、西外面、廻間、前田、向イ山、向イ田	床上浸水	
	0.3m～0.5m	藤枝町小六田、庚申、西外面、廻間、前田、向イ山、向イ田	床上浸水	
	0.3m未満	藤枝町小六田、庚申、西外面、廻間、前田、向イ山、向イ田	床下浸水	

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

区	浸水想定	対象地区	災害の様相	備考
米野木区	4.0m～5.0m	米野木台三丁目、四丁目	2階が浸水	
	3.0m～4.0m	米野木台三丁目、四丁目	2階が浸水	
	2.0m～3.0m	米野木町三丁目、四丁目、柿ノ木前、追頃	平屋水没	
	1.0m～2.0m	米野木町三丁目、四丁目、六丁目、柿ノ木前、追頃、福成、油田、仲大原、南荒田、阿弥陀	平屋水没	
	0.5m～1.0m	米野木町三丁目、四丁目、六丁目、柿ノ木前、追頃、福成、油田、仲大原、家下、追鳥、宮前、榎坪、仲田、東田面、番城田、下五反田、丸山、細口、南荒田、阿弥陀、土岡	床上浸水	
	0.3m～0.5m	米野木町三丁目、四丁目、六丁目、柿ノ木前、追頃、福成、油田、仲大原、家下、追鳥、宮前、榎坪、仲田、東田面、番城田、下五反田、丸山、細口、丁田、南荒田、阿弥陀、土岡	床上浸水	
	0.3m未満	米野木町三丁目、四丁目、六丁目、柿ノ木前、追頃、福成、油田、仲大原、家下、追鳥、宮前、榎坪、仲田、東田面、番城田、下五反田、丸山、細口、丁田、南荒田、阿弥陀、土岡	床下浸水	
藤島区	1.0m～2.0m	藤島町前田、	平屋水没	
	0.5m～1.0m	藤島町前田、六反田	床上浸水	
	0.3m～0.5m	藤島町前田、六反田	床上浸水	
	0.3m未満	藤島町前田、六反田	床下浸水	
本郷区	4.0m～5.0m	本郷町西原	2階が浸水	
	3.0m～4.0m	本郷町福井原、西原	2階が浸水	
	2.0m～3.0m	本郷町福井原、西原、御器街道、西原北通、福井原	平屋水没	
	1.0m～2.0m	本郷町福井原、西原、御器街道、西原北通、福井原、流、宮下、法然寺、鴻土、前川	平屋水没	
	0.5m～1.0m	本郷町福井原、西原、御器街道、西原北通、福井原、流、宮下、法然寺、鴻土、前川、的場、小橋、中島、西原南通、古郷	床上浸水	
	0.3m～0.5m	本郷町福井原、西原、御器街道、西原北通、福井原、流、宮下、法然寺、鴻土、前川、的場、小橋、中島、西原南通、古郷、前田	床上浸水	
	0.3m未満	本郷町福井原、西原、御器街道、西原北通、福井原、流、宮下、法然寺、鴻土、前川、的場、小橋、中島、西原南通、古郷、前田	床下浸水	

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

区	浸水想定	対象地区	災害様相	備考
岩崎区	5.0m以上	岩崎町南高上	2階が浸水	
	4.0m～5.0m	岩崎町六ノ御堂	2階が浸水	
	3.0m～4.0m	岩崎町六ノ御堂、西田	2階が浸水	
	2.0m～3.0m	岩崎町六ノ御堂、西田、芝内	平屋水没	
	1.0m～2.0m	岩崎町六ノ御堂、西田、芝内、兼場、畔道、大塚、大廻間、向イ田	平屋水没	
	0.5m～1.0m	岩崎町六ノ御堂、西田、芝内、兼場、畔道、大塚、大廻間、向イ田、南高上、ケカチ、梅ノ木	床上浸水	
	0.3m～0.5m	岩崎町六ノ御堂、西田、芝内、兼場、畔道、大塚、大廻間、向イ田、南高上、ケカチ、梅ノ木	床上浸水	
	0.3m未満	岩崎町六ノ御堂、西田、芝内、兼場、畔道、大塚、大廻間、向イ田、南高上、ケカチ、梅ノ木	床下浸水	
岩藤区	2.0m～3.0m	岩藤町長田	平屋水没	
	1.0m～2.0m	岩藤町長田	平屋水没	
	0.5m～1.0m	岩藤町長田、下原	床上浸水	
	0.3m～0.5m	岩藤町長田、下原	床上浸水	
	0.3m未満	岩藤町長田、下原	床下浸水	
北新区	2.0m～3.0m	北新町狐塚	平屋水没	
	1.0m～2.0m	北新町狐塚	平屋水没	
	0.5m～1.0m	北新町狐塚、相野山	床上浸水	
	0.3m～0.5m	北新町狐塚、相野山	床上浸水	
	0.3m未満	北新町狐塚、相野山	床下浸水	
東山区	1.0m～2.0m	東山七丁目	平屋水没	
	0.5m～1.0m	東山七丁目	床上浸水	
	0.3m～0.5m	東山七丁目	床上浸水	
	0.3m未満	東山七丁目	床下浸水	

(3) 避難勧告等の発令基準（水害）

堤防の決壊、越水など氾濫による水害に関する避難勧告等の発令基準は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

河川名	二級河川天白川とその支流
対象地区	赤池町（下郷、下田、北山、屋下、村東、西組、）、赤池（四丁目、五丁目）、赤池南一丁目、赤池南二丁目、浅田町（西田面、西浦、森下、三ヶ所）、梅森町（西田面、向江、上松、西後）、野方町（後口、前田、西島、東島、稲荷）、蟹甲町（浅間下、池下、中島、家布、中屋敷）、藤枝町（小六田、庚申、西外面、廻間、前田、向イ山、向イ田）、米野木町（三丁目、四丁目、六丁目、柿ノ木前、追頃、福成、油田、仲大原、家下、追鳥、宮前、榎坪、仲田、東田面、番城田、下五反田、丸山、細口、丁田、南荒田、阿弥陀、土岡）、米野木台（三丁目、四丁目）、藤島町（前田、六反田）本郷町（福井原、西原、御器街道、西原北通、流、宮下、法然寺、鴻土、前川、的場、小橋、中島、西原南通、古郷、前田）、岩崎町（六ノ御堂、西田、芝内、兼場、畔道、大塚、大廻間、向イ田、南高上、ケカチ、梅ノ木）、岩藤町（長田、下原）、北新町（狐塚、相野山）、東山（七丁目）
警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）	① 河川水位が <u>氾濫注意水位</u> に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ② 降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が100mmを超え、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ③ 気象庁発表の洪水警報または、大雨警報（浸水害）の危険度分布が赤色（警戒）になった場合
警戒レベル4（避難勧告・避難指示（緊急））	① 河川水位が <u>氾濫危険水位</u> に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ② 降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が200mmを超え、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ③ 気象庁発表の洪水警報または、大雨警報（浸水害）の危険度分布が紫色（非常に危険・避難勧告）、さらに濃紫色（極めて危険・避難指示（緊急））になった場合
警戒レベル5（災害発生情報）	① 破堤・越水（溢水）を確認した場合 ② 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂・大規模な漏水等）を確認した場合 ③ 大雨特別警報が発表された場合

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

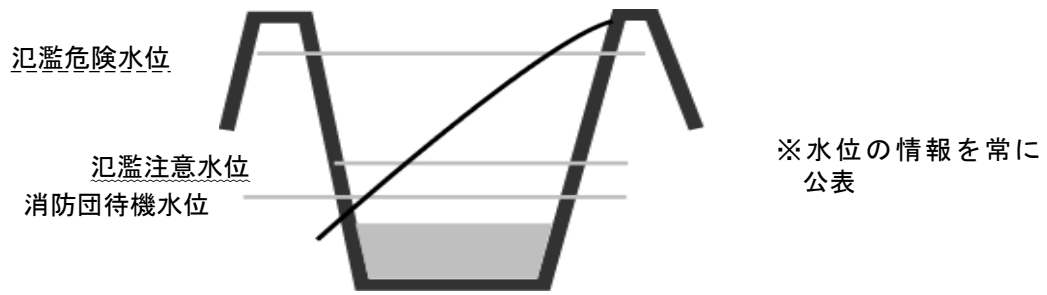


図 水位に関する考え方

判断基準となる情報の入手先は以下のとおりである。

○日進市天白川水位観測システム (<http://www.city.nisshin.aichi.jp/~bousai/uryou/>)

水位観測点 野方町野方橋付近

雨量観測点 蟹甲町日進市役所

○愛知県高度情報通信ネットワークシステム

・ 気象情報 FAX

・ 防災 web

気象情報

県河川情報システム

県雨量情報システム

(一般向けのホームページ)

○気象庁

<http://www.jma.go.jp>

○名古屋地方気象台

<https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>

○国土交通省 川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

○愛知県 (河川課) 川の防災情報

<http://www.kasen-owari.jp/>

2 土砂災害

(1) 警戒すべき区域

警戒すべき区域については、土砂災害危険箇所マップ（平成15年3月、愛知県砂防課作成、以後更新）、日進市防災対策マップ（平成31年2月改訂）を基に、土砂災害の危険性の高い区域とする。

(2) 避難すべき区域

避難すべき区域については、急傾斜地法により指定された急傾斜地崩壊危険箇所59箇所及び土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等指定箇所39箇所とする。

なお、土地造成等により、現在は急傾斜地が消滅しているところもある。

※急傾斜地崩壊危険箇所…傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が、1戸以上又は要配慮者利用施設の存在する場所

表 急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域・災害危険区域（日進市地域防災計画より）

区	箇所番号	箇所名	所在地	人家 戸数	要配慮者 利用施設
赤池区	110475	赤池町三丁目-1	赤池三丁目	8	学校
	210313	箕ノ手-1	赤池町箕ノ手	2	
浅田区	220094	上小深田-1	浅田町上小深田	2	
	310580	上小深田-2	浅田町上小深田	11	
	110473	茶園	浅田町茶園	8	
	110474	平子-1	浅田平子二丁目	7	
梅森区	110472	新田	梅森町新田	8	
折戸区	210315	高松-1	折戸町高松	1	
	310581	高松-2	折戸町高松	1	
	210316	藤塚-1	藤塚五丁目	1	
米野木区	110468	三ヶ峯Ⅰ	米野木町三ヶ峯	1	
	110470	三ヶ峯Ⅱ	米野木町三ヶ峯	1	
	120146	南山-1	米野木町南山	7	
	210310	北山-1	米野木町北山	1	
藤島区	210311	寺下-1	藤島町寺下	1	
本郷区	210312	宮下-1	本郷町宮下	2	

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

区	箇所番号	箇所名	所在地	人家戸数	要配慮者利用施設
岩崎区	110455	阿良池-1	岩崎町阿良池	5	
	210295	阿良池-3	岩崎町阿良池	1	
	210296	阿良池-4	岩崎町阿良池	1	
	210297	阿良池-5	岩崎町阿良池	2	
岩崎区	220089	阿良池-6	岩崎町阿良池	1	
	110460	元井ヅ	岩崎町元井ヅ	53	
	210301	四ツ池-1	岩崎町四ツ池	1	
	110467	岩崎市場	岩崎町市場	9	
	210306	市場-1	岩崎町市場	2	
	110462	小林	岩崎町小林	1	
	120145	小林	岩崎町小林	31	
	210307	新ラ田-1	岩崎町新ラ田	1	
	210308	新ラ田-2	岩崎町新ラ田	10	
	110463	神明(Ⅱ)	岩崎町神明	11	
	110464	神明(Ⅰ)	岩崎町神明	6	
	110465	神明-1	岩崎町神明	2	
	110466	神明-2	岩崎町神明	6	
	210305	神明-3	岩崎町神明	4	
	220093	神明-4	岩崎町神明	5	
	110456	竹ノ山Ⅰ	岩崎町竹ノ山	2	
	110458	竹ノ山Ⅱ	岩崎町竹ノ山	50	
	110459	竹ノ山-2	岩崎町竹ノ山	1	学校、福祉施設
	120144	竹ノ山-3	岩崎町竹ノ山	7	
	210298	竹ノ山-4	岩崎町竹ノ山	1	
	210299	竹の山-5	岩崎町竹ノ山	1	
	210300	竹ノ山-6	岩崎町竹ノ山	1	
	220090	竹ノ山-7	岩崎町竹ノ山	1	
	220091	竹ノ山-8	岩崎町竹ノ山	1	
	220092	竹ノ山-9	岩崎町竹ノ山	1	
	210302	竹田-1	岩崎町竹田	4	
	310570	南口-1	岩崎町南口	4	
	110461	六坊-1	岩崎町六坊	9	
	210303	六坊-2	岩崎町六坊	1	
	210304	根裏-1	竹の山五丁目	8	
	310568	根裏-2	竹の山三丁目	20	
	310569	根裏-3	岩崎町根裏	20	

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

区	箇所番号	箇所名	所在地	人家戸数	要配慮者利用施設
岩藤区	210309	法然寺-1	岩藤町法然寺	1	
北新区	110454	殿ヶ池上-1	北新町殿ヶ池上	8	
	210294	東口論議-1	北新町東口論議	1	
南ヶ丘	110476	南ヶ丘1丁目-1	南ヶ丘一丁目	13	
	110477	南が丘3丁目	南ヶ丘三丁目	5	
	210317	南ヶ丘三丁目-1	南ヶ丘三丁目	2	
五色園区	110471	五色園4丁目-1	五色園四丁目	1	幼稚園
香久山区	310579	香久山1丁目-1	香久山一丁目	7	
	計	59 箇所	381		

土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等指定箇所（日進市地域防災計画より）

区	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日
浅田区	茶園 (230-K-016)	浅田町茶園	急傾斜地の崩壊	○	○	H28. 3. 25
	平子-1 (230-K-017)	浅田平子二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H28. 3. 25
折戸区	高松-2 (230-K-002)	折戸町高松	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 9. 26
米野木区	三ヶ峰-6 (230-K-039)	米野木町三ヶ峯	急傾斜地の崩壊	○	○	H30. 3. 9
	三ヶ峰-9 (230-K-040)	米野木町三ヶ峯	急傾斜地の崩壊	○	○	H30. 3. 9
	南山-1 (230-K-030)	米野木町南山	急傾斜地の崩壊	○	×	H30. 3. 9
岩崎区	阿良池-3 (230-K-032)	岩崎町阿良池	急傾斜地の崩壊	○	×	H30. 3. 9
	阿良池-6 (230-K-037)	岩崎町阿良池	急傾斜地の崩壊	○	○	H30. 3. 9
	元井ゲB (230-K-014)	岩崎町元井ゲ	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 22
	元井ゲA (230-K-015)	岩崎町元井ゲ	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 22
	四ツ池-1 (230-K-033)	岩崎町四ツ池	急傾斜地の崩壊	○	○	H30. 3. 9
	岩崎市場A (230-K-025)	岩崎町市場	急傾斜地の崩壊	○	○	H30. 3. 9

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

区	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日
岩崎区	岩崎市場B (230-K-026)	岩崎町市場	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.9
	岩崎市場C (230-K-027)	岩崎町市場	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.9
	市場－1 (230-K-036)	岩崎町市場	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.9
	小林A (230-K-028)	岩崎町小林	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.9
	小林B (230-K-029)	岩崎町小林	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.9
	神明(Ⅰ) (230-K-024)	岩崎町神明	急傾斜地の崩壊	○	×	H30.3.9
	神明－3 (230-K-035)	岩崎町神明	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.9
	竹ノ山－3A (230-K-003)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H25.3.22
	竹ノ山－3B (230-K-004)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H25.3.22
	竹ノ山ⅡA (230-K-005)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	×	H25.3.22
	竹ノ山ⅡB (230-K-006)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H25.3.22
	竹ノ山ⅡC (230-K-007)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H25.3.22
	竹ノ山ⅡD (230-K-008)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H25.3.22
	竹ノ山ⅡE (230-K-009)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H25.3.22
	竹ノ山－8A (230-K-010)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H25.3.22
	竹ノ山－8B (230-K-011)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H25.3.22
	竹ノ山Ⅰ (230-K-022)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.9
	竹ノ山－2 (230-K-023)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H30.3.9

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

区	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日
	竹ノ山ー 2 (230-K-023)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H30. 3. 9
	竹ノ山ー 1 0 (230-K-038)	岩崎町竹ノ山	急傾斜地の崩壊	○	○	H30. 3. 9
	竹田ー 1 (230-K-012)	岩崎町竹田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 22
	元井グー 1 (230-K-013)	岩崎町竹田	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 3. 22
	南口ー 1 (230-K-001)	岩崎町北高上	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 9. 26
	六坊ー 2 (230-K-34)	岩崎町六坊	急傾斜地の崩壊	○	○	H30. 3. 9
南ヶ丘区	南ヶ丘 1 丁目ー 1 (230-K-020-1)	南ヶ丘一丁目	急傾斜地の崩壊	○	×	H30. 9. 14
	南ヶ丘 三丁目ー 1 (230-K-018)	南ヶ丘三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H28. 3. 25
	南ヶ丘 三丁目 (230-K-019)	南ヶ丘三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	H28. 3. 25
北新区	五色園 4 丁目ー 1 (230-K-021)	北新町惣助西	急傾斜地の崩壊	○	○	H28. 3. 25
計 39 箇所						

(3) 避難勧告等の発令基準（土砂災害）

がけ崩れ等の土砂災害に関する避難勧告等の発令基準は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

対象地区	赤池町（三丁目、箕ノ手）、浅田町（上小深田、茶園）、浅田平子（二丁目）、梅森町（新田）、折戸町（高松、藤塚）、米野木町（北山、三ヶ峯、南山）、藤島町（寺下）、本郷町（宮下）、岩崎町（市場、小林、神明、新ラ田、竹田、竹ノ山、根裏、元井ゲ、四ツ池、六坊、阿良池、南口）、竹の山（三丁目、五丁目）、岩藤（法然寺）、北新町（東口論議、殿ヶ池上、惣助西）、南ヶ丘（一丁目、三丁目）、五色園（四丁目）、香久山（一丁目）
警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）	① 降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が100mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ② 日進市を対象に発表された大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）が赤色（警戒）になった場合 ③ 現地の巡視、通報により前兆現象が発見された場合
警戒レベル4（避難勧告・避難指示（緊急））	① 降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が200mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合 ② 現地の巡視、通報により前兆現象が連続的に発見された場合 ③ 日進市を対象に発表された大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）が紫色（非常に危険・避難勧告）、さらに濃紫色（極めて危険・避難指示（緊急））になった場合 ④ 土砂災害警戒情報（愛知県砂防課と名古屋地方気象台が共同発表）が日進市を対象に発表された場合
警戒レベル5（災害発生情報）	① 近隣で土砂災害が発生した場合、土砂移動現象・前兆現象が発見された場合 ② 前兆現象の発生や、切迫した現況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき。 ③ 大雨特別警報が発表された場合

※名古屋地方気象台土砂災害警戒情報及び愛知県土砂災害防災情報より確認

第2章 対象地域の設定と避難勧告等の発令

判断基準となる情報の入手先は以下のとおりである。

○愛知県高度情報通信ネットワークシステム

- ・ 気象情報 FAX

- ・ 防災 web

 - 気象情報

 - 県砂防システム

 - 県雨量情報システム

(一般向けのホームページ)

○気象庁

<http://www.jma.go.jp>

○愛知県（砂防課） 土砂災害情報

<http://www.sabo.pref.aichi.jp/01.phtml>

○名古屋地方気象台

<https://www.jma-net.go.jp/nagoya/>



日進市
NISSAN CITY





洪水ハザードマップ

Flood Hazard Map

このマップは、天白川の流域全体に計画降雨である1000年に1度の大雨（24時間の総雨量774mm）が降ったとき、内水氾濫及び外水氾濫により想定される浸水深を8段階の色により表現しています。

ここでいう内水氾濫とは、多量の降雨により河川の水位が高くなり、堤内地（住宅がある側）に降った雨の排水が困難となり浸水することを行い、外水氾濫とは河川から水があふれて洪水となることをいいます。

このマップではお住まいの地域の浸水深がもっとも深くなることをまとめてあります。

● 風水害時に開設する可能性のある避難所・避難場所一覧

避難所		災害発生時後、避難しなくてはならない人が必要な期間後となる場合とする
避難所(避難場所名)	所在地	備後発表 災害発生時
西郷小学	遠田町東田田673	052-801-0506 ○
東小中学校	米野町北郷130	0561-73-2227 ○
北小中学校	北郷町芝之内1	0561-72-0145 ○
南小中学校	折戸町中蔵敷703	0561-73-1320 ○
相野山小学校	北新町相野山1331-3	0561-73-1625 ○
香久山小学校	香久山5-1701	052-807-2100 ○
梨木の小学校	折戸町梨子ノ木28-31	0561-75-0155 ○
赤池小学校	赤池3-2101	052-800-3311 ○
竹の山小学校	竹の山4-502	0561-75-5330 ○
日進北中学校	本郷町西原中通980-1	0561-75-5335 ○
日進中学校	本郷町西原中通980-1	0561-72-0025 ○ ※
日進吉中中学校	森島町向江1597-1	052-803-4718 ○ ※
日進東中学校	森島町山崎77	0561-73-1196 ○
日進スポーツセンター	賢田町東条58-1	0561-75-1888 ○
上納土スポーツ公園体育館	賀田町西田面155-1	052-800-3200 ○ ※
東部福祉会館	米野町仲田35-23	0561-73-7881 ○ ※
南部福祉会館	折戸町寺崎123-6	0561-73-8155 ○
西部福祉会館	赤池町下郷222	052-803-5286 ○ ※
北部福祉会館	岩崎町大塚1034	0561-73-0183 ○ ※
香久山福祉会館	北新町二段岡920-8	0561-72-8122 ○
岩崎台・香久山福祉会館	香久山201-14	052-800-6601 ○

※印のあるものは、河川の氾濫等の状況により開設しないことがあります。

開設する避難所・避難場所の情報につきましては、市ホームページ、テレビのデータ放送、にっしんお知らせメール、ツイッター等によりお知らせします。

避難する場合は、避難所情報を確認し、避難してください。

にしんお知らせメールの登録



QRコードの読み取りができない場合は
下記のアドレスに空メールを送信してください。

t-nisshin@sg-m.jp

緊急避難場所		災害発生直後、一時的に避難する場所を想定しています。
避難所・避難場所名	所在地	連絡先 風水番号
赤松公民館	赤井1-2202	052-804-4712 ○
浅田区民館	浅田町米瀬30	052-803-1011 ○
梅森公民館	梅森台1-151	052-803-1534 ○
野方公民館	野方町奥島25-1	0561-73-6786 ○※
蟹甲公民館	蟹甲町中屋敷492-3	○
折戸公民館	折戸町田井59-1	0561-73-5823 ○
藤枝公民館	藤枝町小六田123-1	○
三本木区民会館	三本木町上川田4	0561-71-9953 ○
藤島公会堂	藤島町芝干33-4	○
本郷公民館	本郷町小橋353	○※
岩崎公民館	岩崎町大塚45-1	0561-72-0088 ○※
岩藤公民館	岩藤町西条527	0561-73-6776 ○
北新町公民館	北新町路ヶ池625	0561-73-3713 ○
南ヶ丘公民館	南ヶ丘16	0561-57-5757 ○
五色園第2集会所	五色町4-2806	0561-73-6237 ○
香久山会館	香久山2-2835	052-807-5154 ○
コムニティー岩崎台	岩崎台2-1503	0561-72-8633 ○
日東コムニティーセンター	東木-1007	○
米野地区会館	米野町山田72	0561-73-4010 ○※
県立日進高等学校	米野町三ツ木4-18	0561-73-6221 ○
県立日進高等学校	浅田町小沢田8-4	0561-73-8024 ○
中部大学第一高等学校	三本木町新園地425	0561-73-8111 ○
名古屋市立名東東区役所	名古屋市名東区大井1-351	052-703-3113 ○

※印のあるものは、河川の氾濫等の状況により開設しないことがあります。

このハザードマップは愛知県が令和元年9月30日に公表した天白川流域浸水予想図のデータと令和2年4月10日に公表した境川・逢妻川流域浸水予想図のデータを基に作成しました。

日進市災害対策本部（日進市役所・防災交通課）

TEL 0561-73-7111 FAX 0561-74-0258

Email bousai@city.nisshin.lg.jp

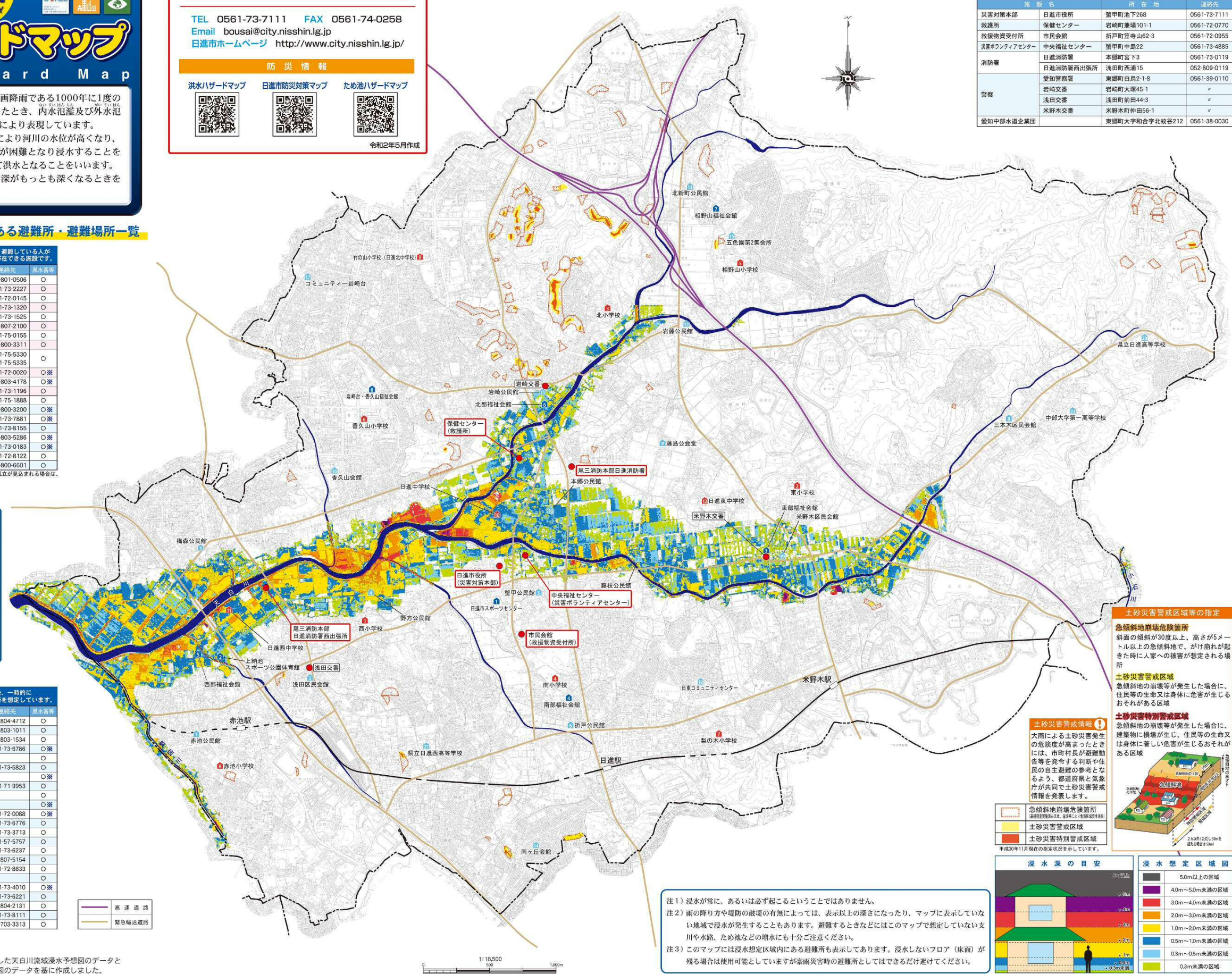
日進市ホームページ <http://www.city.nisshin.lg.jp/>

防災情報

洪水ハザードマップ 日進市防災対策マップ ため池ハザードマップ

令和2年5月作成

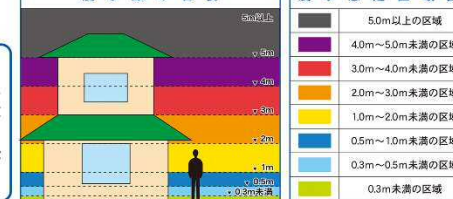


● 防災関係機関			
	施設名	所在地	連絡先
災害対策本部 救護所 救護物資受付所 災害ボランティアセンター	日直市役所	蟹甲町池下268	0561-73-7111
	保健センター	岩崎町薬場10-1	0561-72-0770
	市民会館	折戸町笠寺山62-3	0561-72-0955
	中央福祉センター	蟹甲町中島22	0561-73-4885
消防署	日進消防署	本郷町宮下3	0561-73-0119
	日進消防署西出派出所	浅田町西浜15	052-809-0119
警察	愛知警察署	東郷町白鳥2-18	0561-39-0110
	岩崎交番	岩崎町大塚5-1	＃
	浅田交番	浅田町前田44-3	＃
	米野木交番	米野木町仲田56-1	＃
愛知中部水道企業団		東郷町大字和合平北坂谷212	0561-38-0030

土砂災害警戒情報
大雨による土砂災害発生
の危険度が高まったと
には、市町村長が避難指
告等を発令する判断や自
民の自主避難の参考とな
るよう、都道府県と気象
庁が共同で土砂災害警戒
情報を発表します。



浸水深の目安



平装 32开 2000年12月第1版第1次印刷 16.00元

第3章 住民への広報

1 避難勧告等に係る伝達方法

避難の勧告、指示は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、地域住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。また、避難勧告や指示に至る前から、地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民等への注意を促す。

地域住民への伝達はおおむね次の方法によって行う。

- ①伝達組織（区）を通じる。
- ②サイレン等による。
- ③市広報車による。
- ④地域防災無線ネットワーク等の防災行政無線による。
- ⑤報道機関による。
- ⑥その他ホームページ、ツイッター、フェイスブック、にしんお知らせメール（すぐメール）、緊急速報メールなどの手段による

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域住民等に対して、避難勧告等を始め、防災に関する応急対策、必要な気象等に関する情報及び災害情報を周知徹底し、人心の安定とともに被害の拡大防止を図る必要があり、迅速かつ適切な伝達を行う。

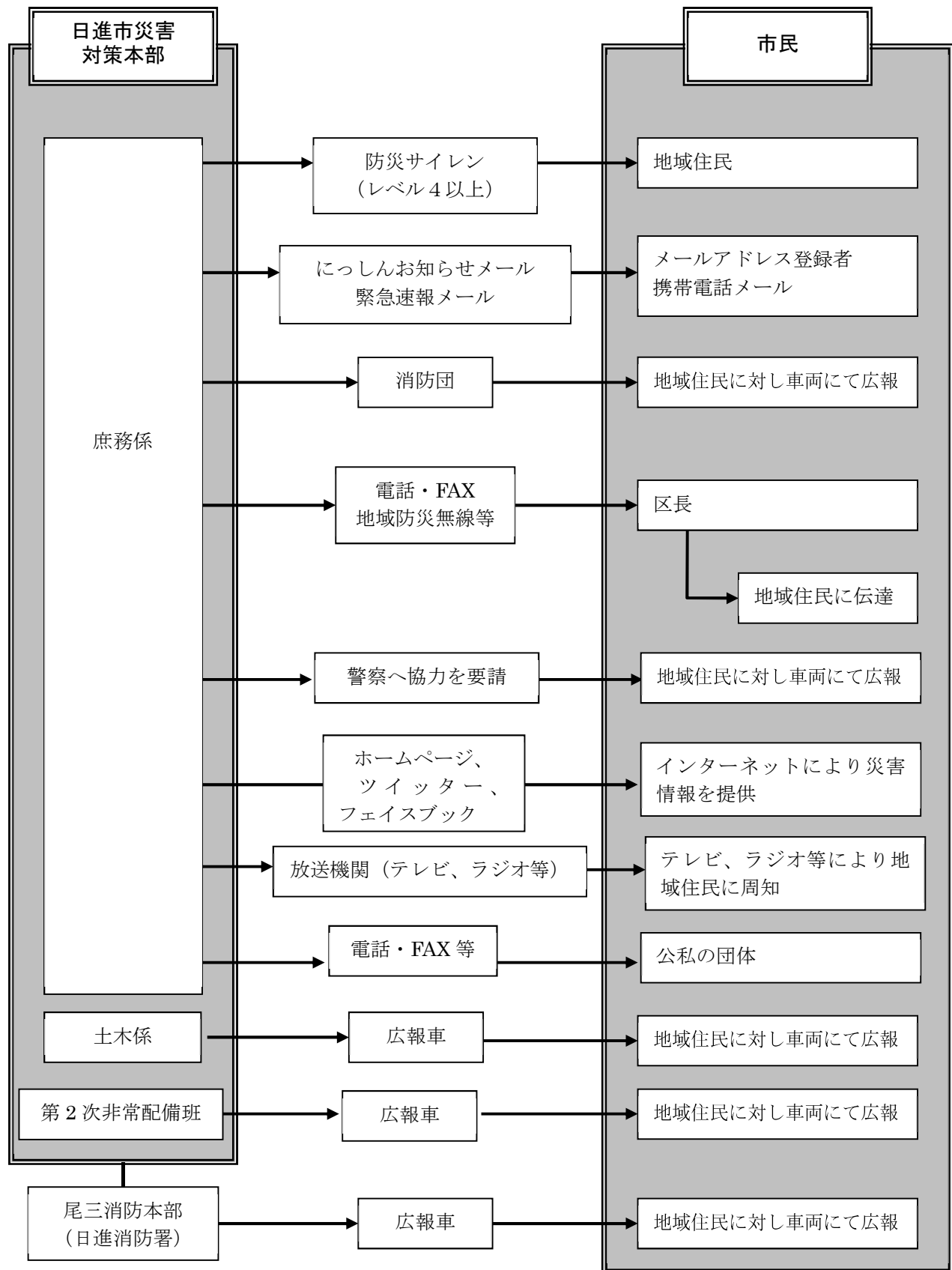


図 住民等への伝達方法

2 避難勧告等に係る伝達文

避難勧告等の伝達内容は以下のとおりとする。

（１）警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、避難準備・高齢者等避難。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、避難準備・高齢者等避難。

こちらは、日進市（災害対策本部）です。

大雨により、

- ①△△川の水位が上昇し、今後、浸水が始まるおそれがあります。
- ②△△川の水位が上昇し、今後、水が溢れるおそれがあります。
- ③１時間後には道路が浸水するおそれがあります。
- ④土砂災害の発生するおそれがあります。

このため、（ただ今、）〇〇時〇〇分に〇〇地区に（洪水・土砂災害）に関する警戒レベル３、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇公民館、△△学校へ避難をしてください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

（また、できるだけ、となり近所の方にも一声掛けて避難してください。）

※警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）を伝達する場合の注意事項

- １．[] 部分については避難準備情報を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。
- ２．（ ）内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
- ３．避難所については、具体的な避難所名（原則として、直近の避難所）を伝達する。なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。

(2) ー①警戒レベル4（避難勧告）の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

こちらは、日進市（災害対策本部）です。

昨夜からの大雨により、

- ①川の水位が上昇し、今後、床下浸水が始まるおそれがあります。
- ②△△川の水位が氾濫危険水位を越えました。
- ③△△川の水位が上昇し、水が溢れるおそれがあります。
- ④道路の浸水がいたる所で発生しており、床下浸水の可能性が出てきました。
- ⑤土砂災害の発生する危険が更に高まってきました。

このため、（ただ今、）〇〇時〇〇分に〇〇地区に（洪水・土砂災害）に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。

直ちに〇〇公民館、△△学校へ避難をしてください。

（なお、浸水により××道路は通行できません。△△の方へ迂回して避難してください）

（また、できるだけ、となり近所の方にも一声掛けて避難してください。）

※警戒レベル4（避難勧告）を伝達する場合の注意事項

1. [] 部分については避難勧告を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。
2. () 内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
3. 避難所については、具体的な避難所名（原則として、直近の避難所）を伝達する。なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。
4. 避難に支障となる状況（浸水、がけ崩れ等による道路封鎖など）がある場合はその状況もあわせ伝達すること。

(2) ②警戒レベル4（避難指示(緊急)）避難指示の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。

こちらは、日進市（災害対策本部）です。

〇〇地区に（洪水・土砂災害）に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。

昨夜からの大雨により、

- ①△△川の水位が上昇し、床上浸水にいたるおそれがあります。
- ②△△川の水位が上昇し、堤防が決壊するおそれがあります。
- ③土砂災害の発生する危険が極めて高まっています。

このため、（ただ今、）〇〇時〇〇分に△△町（××地区）に対して、（洪水・土砂災害）に関する警戒レベル4、避難指示を出しました。

直ちに〇〇公民館、△△学校へ避難をしてください。

（なお、浸水により××道路は通行できません。△△の方へ迂回して避難してください）

（また、できるだけ、となり近所の方にも一声掛けて避難してください。）

※警戒レベル4（避難指示(緊急)）を伝達する場合の注意事項

1. [] 部分については避難指示を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達すること。
2. () 内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
3. 避難所については、具体的な避難所名（原則として、直近の避難所）を伝達する。なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。
4. 避難に支障となる状況（浸水、がけ崩れ等による道路封鎖など）がある場合はその状況もあわせ伝達すること。

（３）警戒レベル５（災害発生情報）の伝達文（例）

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル５、命を守る最善の行動をとってください。

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル５、命を守る最善の行動をとってください。

こちらは、日進市（災害対策本部）です。

〇〇地区に（洪水・土砂災害）に関する警戒レベル５、災害発生情報を発令しました。

昨夜からの大雨により、

①△△川の堤防が決壊しました。（水が溢れました。）

②近隣で土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。

〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所（屋内の山から離れた高いところ）に避難してください。

安全を確保したのち、直ちに〇〇公民館、△△学校へ避難をしてください。

（なお、浸水により××道路は通行できません。△△の方へ迂回して避難してください）

※警戒レベル５（災害発生情報）を伝達する場合の注意事項

1. 「-----」部分については災害発生状況を簡潔に伝達し、命を守る最善の行動をとるよう促すこと。
2. （ ）内については、必要に応じ、適宜伝達すること。
3. 避難所については、具体的な避難所名（原則として、直近の避難所）を伝達する。なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。
4. 避難に支障となる状況（浸水、がけ崩れ等による道路封鎖など）がある場合はその状況もあわせて伝達すること。

第4章 住民の避難誘導・収容

1 避難措置

(1) 避難の準備

災害時に備えた避難の準備については、次の点に注意するよう啓発する。

- ①火気の取扱いには普段から注意し、避難に際しては必ず火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- ②大雨、台風には、これらにより生ずる災害に備えて、家屋の補強等を行い、浸水が予想される場合は家財を高所に移動させること。
- ③会社、工場等にあつては、綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万端の準備を行う。浸水による油脂類の流出防止、カーバイト、金属粉、B生石灰等発火源の安全管理に努め、電気、ガス等の安全措置を講ずること。
- ④病院等多数の傷病者、高齢者を収容している施設にあつては、綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、消防、警察と連絡を密にする。

(2) 避難時の留意点

避難勧告・指示等が出された場合は次のことに留意して避難するよう啓発する。

- ①火の始末や戸締まりを確実にする。電気は配電盤のブレーカーを切り、ガスは元栓を閉める。
- ②消防、警察などの防災関係者の指示に従って、家族そろって避難する。
- ③避難の際は、がけ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは出来るだけ避け、どうしてもその場所を通らなければならないときには十分注意して通行する。また、水面下のマンホール、側溝などにも十分注意する。
- ④高齢者、障害者、傷病者、乳幼児。
等のいる家庭では早めに避難する。
- ⑤服装は行動しやすいものとし、特に風に飛ばされてくる物から身を守るために、頭には、帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり、露出部分の少ない服装で避難する。
- ⑥携行品は必要品のみとして、背負うようにする。
- ⑦切れた電線やたれ下がった電線には、絶対に触れないようにする。
- ⑧普段から用意しておける避難時における物品等は「非常」を標示した袋に入れておくことが望ましい。

(3) 避難誘導及び移送

避難は、原則として住民等が自主的に行うものだが、状況によっては市職員あるいは警察官等が誘導して行う。誘導にあたっては、原則として自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行うものとして、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等災害時要援護者の避難を優先して行う。

また、避難所に誘導する場合は、安全度及び道路等の状況を判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険で不適当な状態になった場合は、別の避難所に移送する。

また、災害時要援護者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。

(4) 避難勧告等の伝達チェックリスト

表 市民への伝達

チェック	連絡手段	連絡先等
	防災サイレン（レベル4以上）	
	にしんお知らせメール 緊急速報メール	緊急の防災情報等
	消防団	団長、分団長
	電話・FAX・地域防災無線等	区長等
	ホームページ、ツイッター、フェイスブック	
	広報車	庶務係、土木係、第2次非常配備班
	放送機関（Lアラートによるテレビ、ラジオ等）	庶務係

表 防災関係機関への伝達

チェック	防災関係機関名	伝達方法	番号等	備考
	避難所	電話・FAX 地域防災無線		・開設時は第2次非常配備班から、避難所要員を派遣 ・準備から勧告等内容が変更になった場合にも連絡をすること
	愛知県防災安全局	防災情報システム		市役所本庁舎2F情報機器室に設置
	日進消防署	電話 地域防災無線	73-0119 201	
	愛知警察署	電話	0561-39-0110	
	尾張建設事務所	電話	052-961-7211	

2 避難場所

(1) 避難所の設置、運営

災害のため被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない人を一時的に既設の建物を避難所として開設し保護する。警戒レベル3以上を発令する場合は、対象となる地区の緊急避難場所を開設した上で発令し、市長によりただちに住民等への周知を図る。

また、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員を配置する。避難所の運営にあたっては次の点に留意する。

- ①必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求める。
- ②常に市の災害対策本部と地域防災無線ネットワーク等を活用して情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- ③避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い、人権侵害の防止(ドメスティックバイオレンス等の暴力防止)等に配慮する。
- ④避難所内に災害時要援護者がいることを認めた場合は、区長、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。
- ⑤給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。
- ⑥災害後、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅被災者に対しては、避難所において生活支援を行う。
- ⑦避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等については、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるように努める。
- ⑧自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活にかかわる情報を提供するように努める。

(2) 市内の避難所

市内においては、次の施設が避難所として指定され、一部の避難所は浸水想定区域内に設置されている。浸水していないフロアが残っている場合は使用可能としているが、浸水の恐れがある場合はできるだけ避けるようにする。

第4章 住民の避難誘導・収容

表 警戒レベル3以上発令時の緊急避難場所等一覧（1次避難）

No	場所	所在地	連絡先	防災無線	備考
1	赤池公民館	赤池一丁目 2202 番地	052-804-4712	501	
2	浅田区民会館	浅田町茶園 38 番地	052-803-1011	502	
3	梅森公民館	梅森台一丁目 151 番地	052-803-1534	503	
4	野方公民館	野方町西島 25 番地 1	0561-73-6786	504	※浸水想定区域内のため、開設しないことがあります。
5	蟹甲公民館	蟹甲町中屋敷 492 番地 3		505	
6	折戸公民館	折戸町前田 59 番地 1	0561-73-5823	506	
7	藤枝公民館	藤枝町小六田 123 番地 1		507	※50 c m未満の浸水想定区域内のため 2 階への避難が必要
9	米野木区民会館	米野木町仲田 72	0561-73-4010	508	※30 c m未満の浸水想定区域内のため 2 階への避難が必要
8	三本木区民会館	三本木町上川田 4 番地	0561-71-9953	509	
9	藤島公会堂	藤島町芝干 33 番地 4		510	
10	本郷公民館	本郷町小橋 353 番地		511	※浸水想定区域内のため、開設しないことがあります。
11	岩崎公民館	岩崎町大塚 45 番地 1	0561-72-0088	512	※50 c m未満の浸水想定区域内のため 2 階への避難が必要
12	岩藤公民館	岩藤町所寒 527 番地	0561-73-6776	513	
13	北新町公民館	北新町殿ヶ池中 625 番地	0561-73-3713	514	
14	南ヶ丘会館	南ヶ丘一丁目 6 番地	0561-57-5757	515	
15	五色園第2集会所	五色園四丁目 2806 番地	0561-73-6237	517	
16	香久山会館	香久山二丁目 2835 番地	052-807-5154	518	
17	コミュニティ岩崎台	岩崎台二丁目 1503 番地	0561-72-8633	519	
18	日東コミュニティセンター	東山六丁目 1007 番地		520	
19	東部福祉会館	米野木町仲田 35 番地 25	0561-73-7881	402	※30 c m未満の浸水想定区域内のため 2 階への避難が必要
20	南部福祉会館	折戸町寺脇 123 番地 6	0561-73-8155	403	
21	相野山福祉会館	北新町二段場 920 番地 8	0561-72-8122	404	
22	岩崎台・香久山福祉会館	香久山四丁目 201 番地 14	052-800-6601	405	

第4章 住民の避難誘導・収容

23	北部福祉会館	岩崎町大塚 1034	0561-73-0183	406	※浸水想定区域内のため開設しないことがあります
24	西部福祉会館	赤池町下郷 222	052-803-5286	407	※浸水想定区域内のため開設しないことがあります
25	日進市スポーツセンター	蟹甲町家布 58 番地 1	0561-75-1888	703	
26	上納池スポーツ公園体育館	浅田町西田面 155 番地 1	052-800-3200	704	※浸水想定区域内のため開設しないことがあります

第4章 住民の避難誘導・収容

表 警戒レベル3以上発令時の緊急避難場所等一覧（2次避難）（1次避難の状況に応じて開設）

No	場所	所在地	連絡先	防災無線	備考
1	西小学校 (体育館及び校舎)	浅田町東田面 76 番地	052-801-0506	301	
2	東小学校 (体育館)	米野木町北畑 8 番地 3	0561-73-2227	302	
3	北小学校 (体育館)	岩藤町芝内 2 番地 1	0561-72-0145	303	
4	南小学校 (体育館)	折戸町中屋敷 70 番地 3	0561-73-1320	304	
5	相野山小学校 (体育館)	北新町相野山 1331 番地 1	0561-73-1525	305	
6	香久山小学校 (体育館及び校舎)	香久山五丁目 1701 番地	052-807-2100	306	
7	梨の木小学校 (体育館及び校舎)	折戸町梨子ノ木 28 番地 31	0561-75-0155	307	
8	赤池小学校 (体育館及び校舎)	赤池 3-2101	052-800-3311	308	
9	竹の山小学校 日進北中学校 (体育館及び校舎)	竹の山 4-502	0561-75-5330 0561-75-5335	309	
10	日進中学校 (体育館及び校舎・柔剣道場)	本郷町西原中通 980 番地	0561-72-0020	311	※浸水想定区域内のため開設しないことがあります。
11	日進西中学校 (体育館及び校舎・柔剣道場)	梅森町向江 1597 番地	052-803-4178	312	※浸水想定区域内のため開設しないことがあります。
12	日進東中学校 (体育館及び校舎・柔剣道場)	藤島町相山 77 番地	0561-73-1196	313	
13	県立日進高等学校 (体育館)	米野木町三ヶ峯 4 番地 18	0561-73-6221	321	
14	県立日進西高等学校 (体育館及び校舎)	浅田町上小深田 8 番地 4	052-804-2131	322	
15	中部大学第一高等学校 (体育館及び校舎)	三本木町細廻間 425 番地	0561-73-8111	323	
16	県立日進高等学校 (体育館)	名古屋市名東区大針 1- 351	052-703-3313		

3 災害時要援護者への配慮

災害が発生した場合には、すべての被災住民が援護を必要とする状態となるが、ひとりぐらしやねたきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児等の人たちは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時における適切な防災行動をとることが特に困難である。そのため、災害発生時にはこれら災害時要援護者たちに対する配慮が必要になる。

(1) 災害時要援護者の特徴

災害時要援護者は、適切な防災行動をとることが困難となる個々の特徴があり、その特性は個人差も大きく程度も千差万別で、主な特徴等は次のようになる。

区分		避難行動等の特徴	配慮が必要な事項
高齢者	ひとりぐらし高齢者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。 地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	ねたきり等高齢者	自力での行動ができない。 自分の状況を伝えることが困難。	ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制が必要。
	認知症高齢者	自分で危険を判断し行動することが困難。 自分の状況を伝えることが困難。	避難誘導などの支援者の確保が必要。 医療機関との連絡体制が必要。
身体障害者	視覚障害者	視覚による状況の把握が困難。 災害時には住み慣れた地域でも状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。	音声による情報伝達及び状況説明が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚障害者 言語障害者	音声による避難誘導の指示が認識できない。 視界外の危険の察知が困難。 自分の状況等を言葉で知らせることができない。	正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	車イス等の移動用具と援助者の確保が必要。
	内部障害者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど、医薬品）が必要となる。	車イス、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
知的障害者		自分で危険を判断し行動することが困難。 急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	避難誘導などの支援者の確保が必要。 常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。
精神障害者		災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段服用している薬が絶対必要となる。	気持ちを落ち着かせることが必要。 服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、用量を知っておくことが必要。 医療機関や支援者等との連絡体制が必要。

区分	避難行動等の特徴	配慮が必要な事項
難病患者	難病患者の中には、自力歩行や素早い避難行動が困難な方がいる。 特に、人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。	車イス、ストレッチャー等の移動用具と援助者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
妊産婦	行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。	避難誘導などの支援者の確保が必要。
乳幼児 児童	危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。	保護者の災害対応力を高めておくことが必要。 学校における防災教育、登下校時の安全の確保（安全・安心110番の家の指定等）が重要。
外国人	日本語での情報が十分理解できない場合がある。	多言語による情報提供が必要。

（２）避難誘導の際の留意点

災害時要援護者を避難所等に誘導する際は、次のようなことに留意して避難誘導を行う必要がある。

○視覚障害者

白杖を持たない方の手で支援者の肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押ししたりしないように注意する。

路上に障害物がある場合、例えば段のある所では段の手前で立ち止まって段が上がるのか下がるのかを伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かせて前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況についても説明する。

盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしないようにする。

○聴覚障害者

手話や筆談で伝えることが多いが、手話を使わない場合又は文章の伝わらない場合は、身振り、絵、図などを用いて伝える。また、相手の人数、場所、目的に合わせて使い分けることができることがポイント。

○肢体不自由者

自力での歩行が困難な場合は、車イス等の移動用具を確保するよう努める必要がある。

車イスが使用できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。

（車イスを使用する場合）

段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下るときは車イスを後ろ向きにするのが安全。いずれの場合もブレーキをかける。緩やかな坂は車イスを前向きにして下るが、急な坂は車イスを後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下るようにする。階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動させる。

○ねたきり高齢者

おぶいひもでおぶったり、毛布などで作った応急担架で移動させる。

1人の場合は、おぶいひもでおぶったり、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せたまま引っ張って移動させる。

なお、日ごろから服用している薬があれば携帯すること。

○知的障害者

努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所を伝え、本人を安心させて、一人にせず、誰かが付き添うようにして移動する。

災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応し、発作がある場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関などへ相談する。

なお、日ごろから服用している薬があれば携帯すること。

○精神障害者

努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ一人にせず誰かが付き添うようにして移動する。

災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対応し、強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談する。

なお、日ごろから服用している薬があれば携帯すること。

○内部障害者・難病患者

常時使用する医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要）を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。

難病・人工透析患者については、保健所等が連絡・調整機能を果たし、誘導・搬送方法を事前に決めておくことが必要。

第5章 避難勧告等の解除

1 避難勧告等の解除基準及び伝達方法

発令された避難勧告等の解除は、大雨警報、洪水警報等が解除され、雨量及び河川水位の状況が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想され、災害の発生が認められない場合とする。ただし、災害の被害状況に応じて避難勧告等の解除等を見合わせる場合がある。

また、避難勧告等の解除の地域住民への伝達については、避難勧告等の発令時と同様におおむね次の方法によって行う。

- ①伝達組織（区）を通じる。
- ②市広報車による。
- ③地域防災無線ネットワーク等の防災行政無線による。
- ④報道機関による。
- ⑤その他ホームページ、ツイッター、フェイスブック、にしんお知らせメール、緊急速報メールなどの手段による。

避難勧告等の解除の後、関係機関は災害の被害状況に応じて復旧活動等に努める。

参考資料

（１）「地域の水害対策力向上のためのアンケート調査」の概要

ここでは平成 17 年に日進市が災害・防災学習開発カリキュラム開発委員会と共同で実施した「地域の水害対策力向上のためのアンケート調査」を参考に、日進市民の災害に対する市民意識について整理します。

①調査の目的

- ・日進市「天白川洪水ハザードマップ」作成のための基礎的資料の収集
- ・市民向け防災カリキュラムの開発への活用

②調査対象及び方法

- ・日進市の天白川周辺と新興住宅団地の住民世帯へ郵送による配布・回収

③設問内容

- ・豪雨による水害・洪水の不安の有無
- ・天白川浸水予想図の認知状況について
- ・ハザードマップに必要な情報について
- ・居住時の水害への意識について
- ・水害対策の方法について
- ・宅地化や森林伐採の水害への影響について

④調査期間

- ・平成 17 年 9 月～10 月

⑤配布、回収数

- ・配布世帯数 1 万戸のうち 3,614 世帯から回収（回収率約 36%）

(2) 調査結果の概要

「地域の水害対策力向上のためのアンケート調査」の調査結果から市民の水害に対する意識をみると、市民の4分の1程度の人が現在住んでいる場所で豪雨による水害・洪水の不安を感じていると答えています。

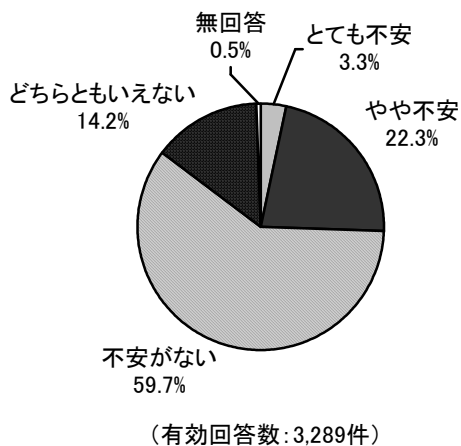


図 豪雨による水害・洪水の不安の有無

県が発表した天白川の浸水予想図について知っている市民は1割程度となっており、ほとんどの市民が浸水予想図のことを知らないと答えています。

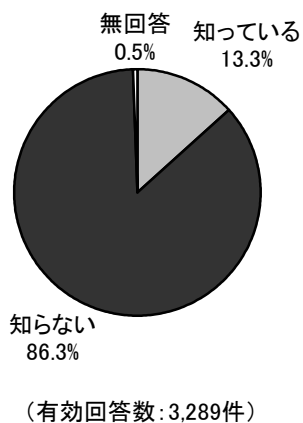


図 天白川浸水予想図の認知状況

活用しやすいハザードマップのために必要だと思う情報は「浸水の恐れのある場所」の割合が最も高く、次いで「避難所の位置」が高くなっており、災害の発生場所とその避難場所の情報が求められていることがうかがえます。また、「土砂災害危険箇所」の割合も高く、がけ崩れの災害についての情報も求められているといえます。

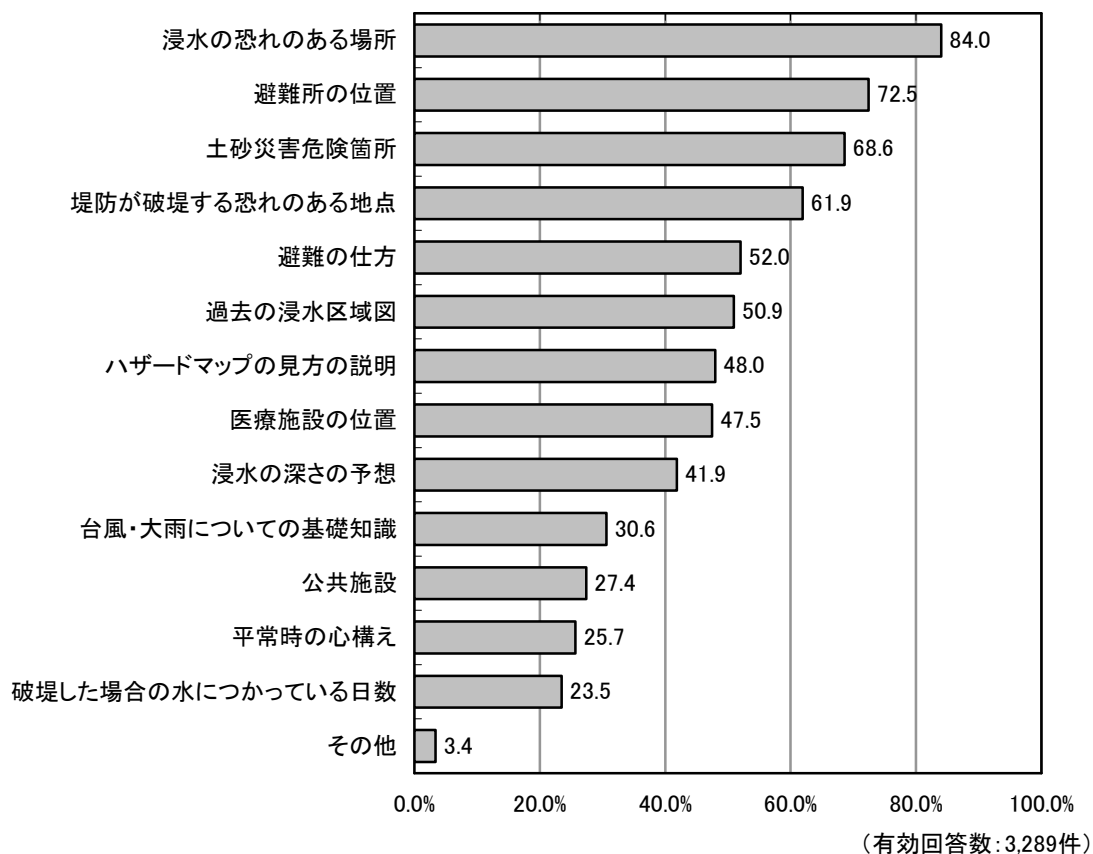


図 ハザードマップに必要な情報

現在の住居における水害の危険性を考慮したことがある市民は5割程度となっています。

考慮して安全だと思った理由としては「地形的に見て安全だと思った」という回答が9割近くを占めており、市民の中で地形的に水害の危険はないという認識が強いことがうかがえます。

また、考慮して危険だと思った市民のうち、かさ上げなどの対策を行った人は3割未満となっています。

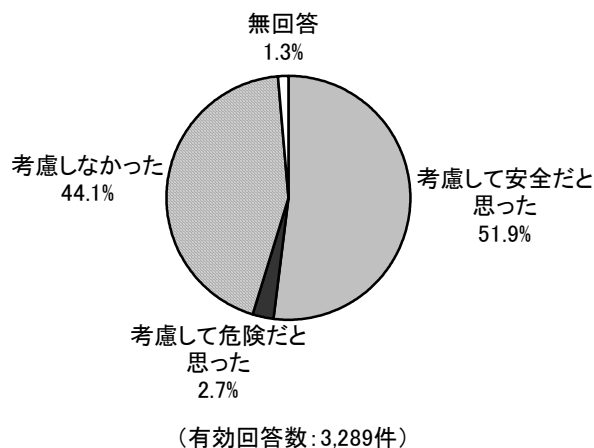


図 現在の住居における水害の危険性の考慮

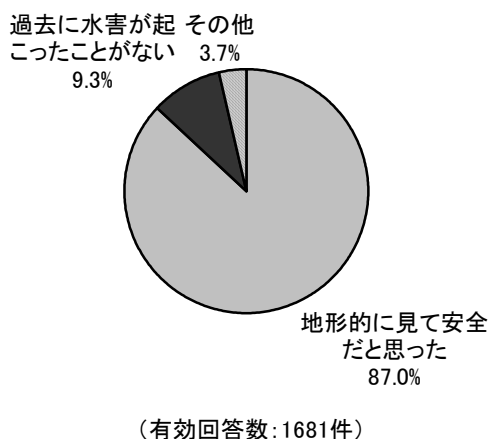


図 安全だと思った理由

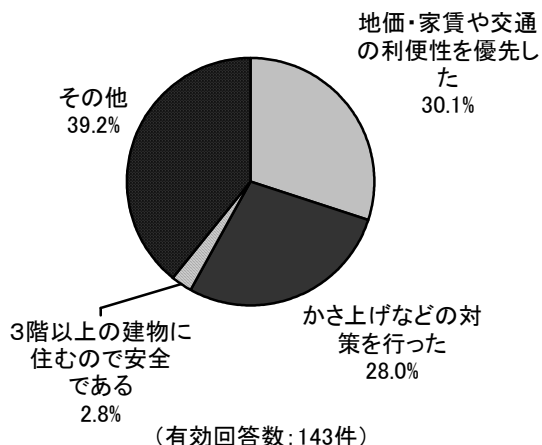


図 危険だと思ったのに住むことにした理由

今後の水害対策として有効だと思う方法については、「排水路の整備」の割合が最も高く、次いで「河川改修」「流域の開発抑制」の割合が高くなっています。

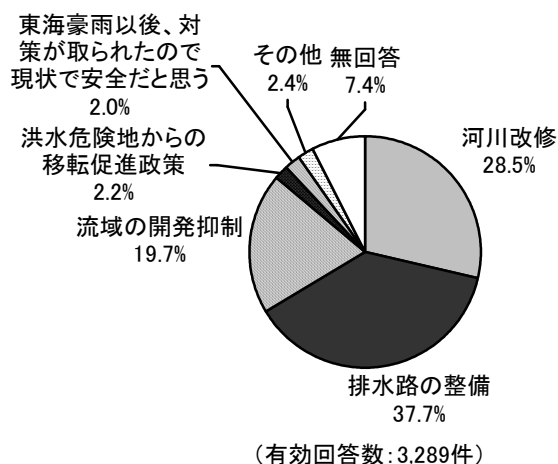


図 今後の水害対策に有効だと思う方法

上流の宅地化や森林伐採が水害危険度に影響することについての市民の考えは、「開発は絶対に抑制するべきである」の割合が最も高くなっているが、「ある程度の開発は仕方ない」「水害対策は河川改修などの他の方法をとるべきである」の割合も高く、5割程度の人が開発を容認する考えを持っているといえます。

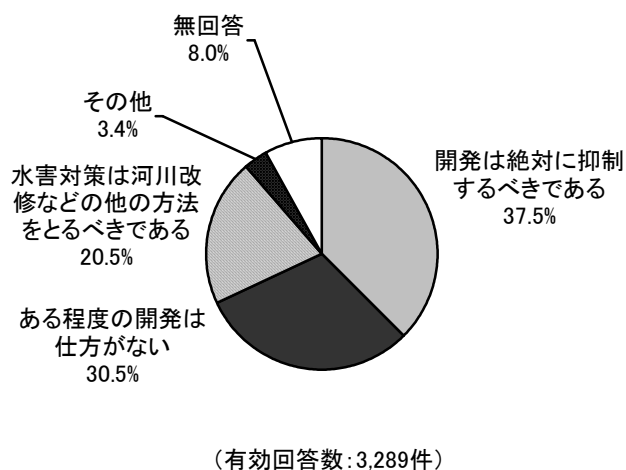


図 上流の宅地化や森林伐採が水害危険度に影響することについて